

公認心理師養成カリキュラムにおける 心理実習運用の現状と課題

The Present Circumstances and Issues of Practical Training in Psychology in the Curriculum for Certified Psychologists

上田 琢哉／田中 里実／横山 舜
Takuya UEDA / Satomi TANAKA / Shun YOKOYAMA

1. はじめに

(1) 公認心理師資格について

近年わが国では、うつ病や不安障害など精神疾患の増加、いじめや不登校といった教育現場で起こる問題、家庭での虐待、職場でのハラスメントなど、心理的な支援を要する問題がこれまでにまして複雑かつ多様化してきており、そのことに対応していくことが社会全体として強く求められている。

心理的支援に当たる者は当然ながら心理学、特に臨床心理学に関する知識や面接技能を身につけている必要がある。それらは高度に専門的な知識技能であるが、わが国ではこれまで心理的支援をおこなう専門家に与えられる国家資格というものは存在してこなかった。

そのような中、近年この心理援助専門職にも国家資格としての定めが必要であろうという議論が高まり、ついに2015年にわが国初の心理援助専門職の国家資格として公認心理師を規定する「公認心理師法」が成立し、2017年9月に全面施行された。ちなみに、心理援助を行う者の一般名称としてカウンセラーという呼び方があるが、カウンセラーという言葉は一对一の対話的面接をおこなう者というイメージが強く、近年はむしろ多職種連携やコンサルテーション、アウトリーチ、グループアプローチなど多様な方法による支援の需要も高まっていることから、公認心理師法ではカウンセラーという表現は用いられず、広く「心理的支援を業とする者」と表記されている。

これまで心理援助専門職の代表的な資格としては、日本臨床心理士資格認定協会による「臨床心理士」がそのもっとも代表的なものとして存在し、多くの心理援助専門職がこの資格をもって業務をおこなっていた。野島（2020）によれば、今回臨床心理士と別に新たに「公認心理師」という国家資格が成立したことの意義は具体的には以下のようなものがあると考えられている。一つは、これまで医療分野において保険適用とならなかった心理援助専門職のカウンセリングが保険適用となる可能性が出たことである。実際に「令和2年度診療報酬改定」（厚生労働省）により、特定の領域において公認心理師によるカウンセリングが保険適用となった。また、福祉事業所等における障害

福祉サービス等の報酬上、これまで臨床心理技術者等と記載されていたものは、今後は経過措置を設けながら公認心理師に限定していく方向になっている。加えて、公認心理師が指定の研修を受ければストレスチェックの実施者たりうること、スクールカウンセラーの任用資格に公認心理師が記載されたことなども大きなことと言えよう(野島, 2020)。

公認心理師は、2018年9月に第1回の資格試験が実施され、2018年12月には最初の合格者を出した(合格者27,876人、合格率79.6% 2018年度は12月にも試験が行われた)。第2回試験は7,864名の合格者、合格率46.4%であった。直近の第3回公認心理師試験では、7,282名の合格者、合格率53.4%であった。第3回試験までで公認心理師合格者はすでに4万人以上おり、公認心理師有資格者はすでに臨床心理士の数を超えている。

このように公認心理師法の成立と実際に公認心理師の数が増えるにつれ、これまで漠然とカウンセラーというイメージのもとにとらえられてきた心理援助専門職の果たすべき役割やその責任について厳しい目が向けられるようになってきている。同時に、公認心理師の養成のあり方も問われるようになってきたのである。

(2) 公認心理師養成カリキュラムにおける心理実習の位置づけ

前述のように心理援助専門職の国家資格として公認心理師が誕生するにあたって、並行してその養成カリキュラムが整えられた。これを取り入れた多くの大学では、従来の心理学部・心理学科のありようを根本から変えかねないほどの影響力をもつようになっていく。そのような背景をふまえ、公認心理師の理念とその実際を形作るものとして、養成カリキュラムの効果と運用のありようが注目されている。

ここでは公認心理師養成のためのカリキュラムがどのようなものであるか、簡単にまとめておきたい。

まず、大学では学部において25科目の科目履修と修得が求められている。25科目は大きく「心理学基礎科目」と「心理学発展科目」からなっている。「心理学基礎科目」は、専門的知識や技術を習得する際の基盤となる心理学及び臨床心理学全体の概論科目、心理学を学ぶうえで必須となる実験方法や統計的知識を修める科目、さらには職業倫理や関連法規を学ぶための「公認心理師の職責」といった科目が配置されている。本資格は臨床心理学だけでなく心理学一般を幅広く修めることを求めているため、学部段階における心理学に関する基礎科目も大変重要とされている(吉岡, 2019a)。

その土台の上に、「心理学発展科目」として「知覚・認知心理学」、「発達心理学」などの個別心理学科目、心理に関する支援を要する者やその関係者への支援にあたるためのアセスメントを学ぶ科目(「心理的アセスメント」)、心理面接を実施し、課題を把握し、ユーザーへの理解を深めていくための科目(「心理学的支援法」)、さらには「司法・犯罪心理学」や「教育・学校心理学」など

の特定の実践領域を理解するための科目などがある（波田野, 2019）。

これらに加え、より実践的な科目として「心理演習」と「心理実習」がある。心理演習は、心理実習の前段階の学びとして、職業倫理を学んだり、心理検査や面接技法、多職種連携等にかかる実践技能を演習形式で身につけることが求められている。次いで心理実習は、実際に心理的支援の現場に赴いて、心理援助専門職の業務を体験的に理解することが求められている。この二つの実習演習科目は、公認心理師の目的に照らしてもっとも重要な、核となる科目と言ってよいだろう。特に心理実習は、心理的支援が悩みや苦しみを抱えた人を目の前にして自らおこなう「臨床」という営みであることに鑑みて、もっとも重要な科目と言ってよいものである。

以上のような学部カリキュラムを経て、基本的には、続く大学院でのより専門的なカリキュラムを修得して公認心理師の受験資格が得られる（他にも大学院に進学せずに、施設での実務経験を積むことで受験資格が得られるルートもある）。大学院の公認心理師養成カリキュラムについてはここでは触れないが、いずれにしても、学部教育から大学院（あるいは施設での実務経験）を含むおおよそ6年間ほどの系統的なカリキュラムがひとまず整えられたのである。

さて、公認心理師養成カリキュラムにおいて心理実習はもっとも重要な科目であると述べた。そして、心理実習は文字通り、座学を離れた体験的な学びである。また、学部において唯一現場に出て、職業としての心理援助専門職を身近に見る機会でもある。その面では、心理実習は専門家になるキャリアパスを考える貴重な機会（吉岡, 2019b）でもあるだろう。このような位置づけから、心理実習は公認心理師カリキュラムにおいては他の科目に比して非常に細かい要件が定められている。

公認心理師法では、心理実習について「保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野（以下「主要 5分野」という。）に関する施設において、見学等による実習を行いながら、当該施設の実習指導者又は実習担当教員による指導を受ける」とされている。波田野（2019）に沿ってより詳しく言うならば、学部における心理実習では、“その実習施設がもつ機能とそこにおける心理職の役割について理解するとともに、『活動する分野を問わず求められるもの』として、例えば、ユーザーへ接する際の基本的態度や振る舞い、関係者とのコミュニケーションの取り方、個人情報等の管理や取り扱い方なども含め倫理意識に関する内容の習得が求められている”と考えることができる。別の角度から見れば、学部心理実習において学生が面接ケースを担当し、治療的関与とその変化を捉えていくといった臨床活動は、基本的には想定されていない（波田野, 2019）。むしろ学部心理実習では実習施設の活動の多様性や施設職員がユーザーと関わっている実際場面を幅広く知るための見学が中心の内容になっている。このことは後に述べる心理実習の運用にかかって重要なことであるために特記しておく。

上記が心理実習の目的であるが、では、その目的を達成するためのカリキュラムの構造はどうなっているのだろうか。心理実習においては、先の主要5分野について80時間以上にわたって実習をおこなうことが求められている。この80時間内には実際に施設に赴く実習だけでなく、事前指導や事後指導を含めることができる。また、心理実習は（心理演習とともに）担当できる教員の資格要件が

あり、法律に定める実習演習担当教員の要件を満たした者だけが担当できる。実習施設についても法律上の指示があり、どこでも実習ができるわけではない。さらには、その施設において指導にあたる実習指導者の要件も具体的に定められている。

以上のように、心理実習には非常に厳密で細かい規定があり、公認心理師養成カリキュラムの重要科目として位置づけられていることがわかるのである。心理実習は公認心理師養成カリキュラムにおいて質と量の面でその中心となる科目であり、本科目の充実を図ることは公認心理師の養成におけるもっとも重要な鍵となる。

(3) 本論文の目的

筆者らの所属する青山学院大学教育人間科学部心理学科でも2018年度から公認心理師養成カリキュラムに対応した新しいカリキュラムをスタートさせている。その中で心理実習を2020年度に初めて運用し、学生を実習に送り出した。

前述したように、心理実習は学部公認心理師カリキュラムの中心となる重要な科目である。したがって、公認心理師養成カリキュラムの中心である心理実習のあり方を検討することは、新しい国家資格としての公認心理師が今後よりよい資格となっていくために重要な作業となるであろう。

以上から、本論文では本学において心理実習を実施した現状を報告し、そこから見えてきた課題を整理することにより、公認心理師カリキュラムにおける心理実習運用に益する知見をまとめることを目的とする。

本論文では、特に以下の点に焦点を当てながら論じていく。第一に、学部科目としての心理実習を開始するにあたってどのような準備を進め、実際にどのように実施したかを記述しながら、上手くいった工夫やそこで見えてきた課題をまとめる。第二には、心理実習を実施した中で生じた特殊性（都心の私立大学であること、当時の新型コロナウイルス感染症に対応したことなど）について考察したい。心理実習という科目は、学生数、教員スタッフの配置、地域の特徴などの影響を大きく受ける科目である。ゆえに、そのような特殊要因を検討しておくことは意味のあることだろう。

2. 開講準備まで

(1) ワーキンググループ設置

心理実習は実習施設の受け入れ依頼や実習指導者の依頼、学内の実習演習担当教員の確認、それらをふまえた厚生労働省への確認申請書の提出など、科目開講に向けた事前事務業務がきわめて大きい。また実際に実習が始まると、教室確保や物品購入、実習費の徴収や施設への実習謝礼振込など、教務作業も多いと予測された。そのため、心理学科内の数名の教員を中心とする心理実習開講準備のためのワーキンググループ（以下、心理実習WG）を編成した。

本学では、公認心理師養成カリキュラムに対応するにあたって、その中心科目である心理実習にはすべての心理学科教員がコミットする「オール心理学科」とでもいう協力態勢を敷いた。公認心理師養成カリキュラムにおいては、臨床心理学関連科目だけでなく、ひろく心理学全般を学ぶことを求められているので、所属する教員が専門領域によらず当該カリキュラムにコミットすることは自然なことであるが、心理実習WGにおいても、臨床心理学系教員だけでなく実験心理学系の教員にもメンバーになってもらった。また、学科研究室所属の助教、院生助手（博士後期課程院生のうち助手として雇用されている者）も携わった。さらに、心理実習WGには大学院「心理実践実習」を取りまとめている教員にも参加してもらうことができた。これらの教員スタッフに加えて、学科事務室スタッフや教務課職員にも随時参加してもらった。このように多様なメンバーが心理実習WGにコミットしたことで、教員＋学科事務室＋教務課の連動の仕組みが形作られた。

心理実習WGは心理実習が実際に開講される1年前より、月に一度定期的に開かれた。そこでは、後述のような実習計画、実習施設に対する受入依頼、実習ノート等書類の準備、実習業務の役割分担などを検討していった。検討する際は特定の教員だけで進めることがないように、立場によらずメンバーが自由に発言できることに気をつけた。

こうしてできた心理実習WGが準備段階で有効に機能した例として、具体的な例を挙げておこう。一つは、大学院の実習を取りまとめている教員に心理実習WGに入ってもらったことで、実習施設依頼の調整をスムーズにおこなうことができた。また大学院はすでに臨床心理士養成で実習運用の経験が蓄積されているため、そのノウハウを伝えてもらったことは有益だった。もう一つは、心理実習WGに多様な専門領域の教員が参加することによって、学科カリキュラム全体における心理実習のバランスを検討することや、履修上の注意点について確認することができた。加えて、各ゼミに分散している公認心理師資格を希望する学生の様子を共有することができた。さらには、事務職員を含め多様なスタッフが関与することで実習施設との交渉にかかる業務がスムーズにおこなわれた。心理実習では、科目を開講する前に各実習施設に実習受入を打診し、認められた場合は「実習受入承諾書」をいただいて、それを厚生労働省に提出する必要がある。そのための施設との具体的な交渉は教員が行うわけだが、それ以外にも本件に関係する業務は多い。例えば打ち合わせのための教員の交通費等の処理は学科事務室スタッフ、施設情報の整理は院生助手、「実習受入承諾書」・「実習指導者調書」など書類の発送は教務課に担ってもらった。また書類の返送を受けて厚生労働省へ提出する作業なども、教務課がおこなってくれた。これらを心理実習WG内で一元的に情報を共有しながらおこなうことができた。

このように、心理実習は制度設計当初よりその科目負担の大きさが危惧されていたが、学科の全教員がコミットする態勢とそのもとで学部心理実習WGを整えたことは、実際に運用が始まってから大変に有効であった。この心理実習WGは準備段階だけでなく、実施段階でも中心的な役割を担うことになった。これについては後述する。

(2) 実習施設依頼と確認申請書提出について

心理実習（心理演習を含む）の実習演習科目を開設するにあたっては、それら科目を適切に実施することができる態勢が整っていることを示すため、事前に厚生労働省に確認を得ておく必要がある。実際には、「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」（厚生労働省、平成29年9月）にもとづいて、厚生労働省に「開講科目確認書」を提出しなければならない。具体的には、科目配置や担当教員を示す「確認申請書」に加えて、資料として「実習演習計画」や「教員調書」、さらに実習施設ごとに「実習受入承諾書」・「実習指導者調書」といった多くの書類を作成し、厚生労働省へ届け出なければならない。

これら資料作成に関して、実習施設に実習受入の打診と実習指導者の依頼という課題がある。各教員が分担して、実習を受け入れてくれる可能性にある施設に出向き、実習受入の依頼、また受入を承諾してもらえた場合は書類作成の案内などをおこなうわけである。この施設との交渉は、折しも新型コロナウイルス感染症の影響が見られ始めた時であったことから、非常に難航した。その中でも結果として総施設数20箇所以上、実習指導者30名以上の承諾を得ることが出来た。これは他大学と比べても非常に充実した受入態勢となったと思われる。具体的には、主に都内を中心に神奈川県と埼玉県において、病院・クリニックなどの医療機関、地域活動支援センターや児童心理治療施設などの福祉施設、少年鑑別所などの法務省関係施設、EAP業務をおこなっている企業など幅広い領域の施設に実習を受け入れていただいた。

続いて、実際の「開講科目確認書」の提出作業については、先述したように心理実習WGで情報を集約しながら、そこに参加してもらっている教務課職員につないでいくという連動が機能した。書類の取りまとめ、提出については、教務課に主体となって対応してもらうことができた。大学によっては、この申請の大部分を大学教員のみで行っているところもあるが、本学では書類の送付、受付、整理、内容確認や厚生労働省とのやり取りを教務課職員が担ってくれたおかげで、この作業は非常にスムーズに進めることができた。

「確認申請書」・「実習演習計画」等は科目開講6ヶ月前までに提出する必要がある。本学では、上記のような態勢のもと、2019年9月に本書類を揃えて提出し、開講の準備が整ったことになる。

3. 実施段階

(1) 実施の概要（新型コロナウイルス感染症に対する特別対応を含む）

続いて、実施段階について具体的に検討していく。

実習の目的は、先述のように「保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野（以下「主要5分野」という。）に関する施設において、見学等による実習を行いながら、当該施設の実習指導者又は実習担当教員による指導を受ける」とされている。実習時間については、この主要5分野において80時間以上にわたって実習をおこなうことが求められている。主要5分野を80時間という

ことでイメージされているのは、各分野1施設につき2日ずつ（事前事後指導を含んだ8時間×2＝16時間）×5分野で80時間を典型とする実習のあり方であろうが（例えば、波田野, 2019）、もちろんこれは実際の施設の受入状況や学生数などさまざまな要因によって柔軟に変更しつつおこなわれるべきものと考えられる。

さて、本学においても、履修学生の全員が上記心理実習の条件を満たすように実習を計画していった。当初計画では、実際に施設にうかがう見学実習を学生一人につき10箇所程度（主要5分野を網羅する形で）設定することで、実習内容と実習時間を充足する予定であった。ところが、2020年度はその年の春から拡大した新型コロナウイルス感染症の影響を受けてしまい、当初計画したようにはまったくいかなかった。ほとんどの実習施設は対面での受入が困難となり、実習計画は白紙に戻った状態であった。学生も5月初旬まで大学に入構ができなくなっていた。ゆえに、あらためて各施設と実習実施のあり方について相談をしていく必要があった。

そのような中、2020年6月に「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（文部科学省・厚生労働省 事務連絡 令和2年6月1日）が発せられ、オンラインによる実習も含め当面の柔軟な対応が認められた。本学もそれを受けて、心理実習WGにおいてオンライン型での実習を検討し、対面型が難しい施設については積極的にオンライン型をお願いすることにした。その結果、オンライン型であれば受けられるという施設があり、2020年度の心理実習はオンライン型を中心に進めていくこととした。

以下、そのような特殊状況をふまえて、事前指導、本実習、事後指導の順でそれぞれ実施の実際を振り返ってみたい。

【事前指導について】

2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響が甚大で、年度当初は各実習施設の受入が白紙に戻った状態であった。そのため、施設での実習が見通せない時期がしばらく続いた。よって、まずオンライン上で事前指導を集中的に実施した。その間に実習施設との調整を進めた。事前指導は、本学においては基本的に授業が入らない水曜日午後に定期的に設定した。ツールは本学で運用しているビデオ会議システム（Cisco社 Webex Meetings）を用いて行われた。

事前指導は主に分野ごとで行い、5分野それぞれについて、その領域に詳しい教員が担当した。学生には事前に本学のLearning Management System（以下、LMS）を通して、予習課題を提示し、それについて調べさせた。予習課題は実習施設について調べさせるものだけでなく、例えば、保健医療分野であれば関連する他職種について調べさせたり、福祉分野であれば関連する法制度を指定して調べさせたりした。波田野（2019）は、事前指導について“見学を行う実習施設の地理的条件や背景となる地域性について調べ、どのような制度の中に位置付き、その事業を行うためどのような関連法規があるか調べてみる。その運営を行うために、どのような事業方針を作り、組織作りをして体制を整備しているのかといった外的条件についても調べてみる”といったことが有効であると言うが、その通りであろう。いずれにしても、事前指導と予習課題は学生が実習へ向けた意識を高めるのに役立ち、また本実習時に質問をする手がかりとなったようであった。

事前指導当日はビデオ会議システムによって、各実習施設について調べたことの発表、担当教員からの講義、グループワーク、実習当日に向けた注意事項の伝達などが行われた。また、本実習の際に求められるマナーや記録の書き方、感染防止対策などの指導も行った。

事前指導を終えた後、学生にはそこで学んだことをまとめたものとして「事前指導記録ノート」を提出させた。提出は、新型コロナウイルス感染症のため大学に来ることができない時期もあったため、書類データにパスワードをかけた上で本学のLMSを利用して行わせた。本記録は、実習担当教員が確認後、同じく本学LMSを通して各学生へ返却した。

以上のように、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、実習施設の受入状況が整うまで事前指導を集中して先行させた。感染症のリスクは低減されたが、事前指導から本実習までの期間があいてしまったケースもあった。

【本実習について】

新型コロナウイルスの影響で、2020年度の本実習はオンライン型実習を主としつつ、受け入れてもらえる施設については対面実習をおこなった。以下、実際にどのように実習を実施したかを記しておく。

オンライン型実習は事前指導同様、基本的にCisco社のWebex Meetingsを用いた。

実習ということもあり、特別な事情を除いては原則としてカメラは全員オンにして参加してもらうこととした。学生の服装等も現地での実習に準ずるものとした。実習は、実習指導者による施設紹介とその分野の心理援助職の業務の実際などをご講話いただき、その後質疑応答の時間を取った。実習施設によっては、丁寧なスライド資料を準備していただいたり、事前に施設の利用者の方におこなったインタビュー映像を見せていただいたり、さらにはそのままPCのカメラを通して施設の様子を映していただいたりなど、対面での実習にできるだけ近づけるような工夫をしてくださる施設が多かった。

オンライン型実習の具体的な実施例を報告する。例えば、都内の矯正施設はこれまで来所での施設見学を受け入れていたが、2020年度は新型コロナウイルス感染症で来所での受け入れを中断していた。その中で代わりにオンライン型実習を実施していただくことができた。実習施設側も初めての試みということであったが、大学に2名の職員の方にいらしていただき、学内からオンラインで配信、学生がそれぞれの場所に参加した。施設のパンフレットなどは事前にPDFにして配布した。実際の指導では、実習指導者から司法矯正分野の基礎知識の講義、また当該矯正施設の紹介や実際のさまざまな活動の紹介をしていただいた。その後、質疑応答の時間を設けていただいた。そこでは学生からの質問が相次ぎ、実習時間は計4時間に及んだ。

オンライン型実習のよかった点としては、感染リスクが無いことで実習を実施しやすいことが第一にあげられる。特に、当時は新型コロナウイルス感染症の影響で都内に通学することができない学生もあり、それらの学生が自宅から実習を受けることができるというメリットもあった。また、オンラインのため（対面であれば少人数しか受け入れられない施設でも）全員に実習を受けさせる

ことができたこともあげられる。また、オンライン型の方が質問しやすかったのか、質疑応答は対面型よりもむしろ活発であったように思われる。総じて、新型コロナウイルス感染症のリスクのため対面型は難しいがオンライン型であれば実施できるという施設が多かったため、結果として多くの施設にオンライン型実習をお願いすることとなった。その結果、学生は多様な実習施設に触れることができたことが大きなメリットであったと思われる。

一方で課題としては、一施設の実習時間が対面での実習に比べて短くならざるを得ないということがあった。そのため実習時間充足の関係で予定より多くの実習施設に実習をお願いせざるを得ないということにもなった。これにより実習の回数が増え、学生の疲労につながったところがあるように思われる。また、学生としては、実際に現地を見るわけではないので、どうしても細部やその場の微妙な雰囲気まではとらえにくかったように思われる。

続いて対面型実習についてまとめる。2020年度の後半は実際に施設へうかがって実習を受ける対面型実習もおこなうことができた。先述のように、対面型と言っても対象者との援助的にかかわりをおこなうものではなく、見学を主体とする実習であったが、心理援助専門職の実際業務の雰囲気を感じ取ることのできる貴重な実習機会であった。

対面型実習の場合は、新型コロナウイルス感染症対策として特別な手順をふまえて行われた。すなわち、2週間前から体温の記録をつけさせ、その記録表を事前にLMSを通して提出させ、発熱等がある学生には実習を控えさせるようにした（実際にはそのような学生はいなかった）。また当日、現地でも実習前に検温と手指消毒を徹底した。

対面型の具体的な実習例を報告する。ある児童心理治療施設では多くの実習生を一度に対面型実習によって受け入れていただいた。まず全員を二つのグループに分け、感染予防のためそれぞれ別の部屋を準備していただいた。そのうえで実習中の密を避けるために、片方のグループが実習先の実習指導者からの講話を受けている間に、もう片方のグループが施設見学を受けた。そして、その後交代するという手順で行われた。また、見学後には質疑応答の時間を設けていただいた。学生は実際に施設の設備や各部屋を見学し、子どもたちの様子も間近で見せていただいたことで非常に勉強になったという意見が多かった。

対面型実習のよかった点としては、施設の様子（例えば部屋の大きさや備品の一つ一つなど）を詳細に見ることや、心理援助専門職の実際業務（例えば施設利用者とのかかわりなど）を身近にすることができるなど、オンライン型では得られない細部を感じ取ることができたことがあげられる。また学部の実習は見学主体であるため施設の利用者との直接のやり取りは想定していないが、それでも施設利用者と自然な会話やかかわりが生まれることがあり、それが現場での実習に初めてうかがう学生には大変刺激になっていたようである。

一方で課題として、対面型実習の場合、少人数でしか受け入れられない施設がほとんどであるため、学生の選出や組み合わせにかかる問題や、教員スタッフの引率・巡回の負担が大きくなるということがあった。これに加え、2020年度は新型コロナウイルス感染症に対する学生の不安や、感染予防に向けた準備の負担の大きさがあった。

本実習後は、オンライン型・対面型にかかわらず「実習日誌」を記載させた。実習記録は法令に基づく実習が適切に行われたのかを証明する重要な資料となるものである(吉岡, 2019b)が、それ以上に、実習を充実させる学びとして大きな意義がある。これについては、「(別添) 公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」(厚生労働省)によって、「心理実習及び心理実践実習を効果的に進めるため、実習生用の『実習指導マニュアル』及び実習の振り返りや評価を行うための『実習記録ノート』等を作成し、実習の指導に活用すること。」と具体的に指示もされている。実習日誌のような記録類は実習において自ら体験したことを言語的にまとめ、記述する作業である。これは、「私」を生かしながら言語を通して援助的にかかわる臨床という営みに鑑みて非常に重要な作業であろう。

実習日誌は当該実習後1週間以内に提出させた。この実習日誌は原則として実習指導者へ送られ、そこでコメントをいただき、さらに学内実習担当教員もチェックした上で、本学のLMSを利用して学生へ返却した。この実習日誌と実習指導者からのコメントは実習生の励みにもなったようである。

【事後指導について】

心理実習は本実習を体験し、実習日誌を提出すれば終わりではない。その体験を振り返り、他者と共有し、各自の課題を整理することも実習において重要な作業である。それを本学では事後指導という枠を設けておこなった。波田野(2019)も“見学を終えた後は、実践活動を行う臨床現場に身を置いたことで得られる感覚についても言語化していくこと、他の学生に対して自らの気づきや学習内容について説明していくこと、お互いの体験について話し合い、振り返りをすることが大切”であると述べている。

事後指導については、事前指導と同様水曜日午後定期的に設定し、実習担当教員が自らの専門性に近いところで分担しておこなった。2020年度は事後指導についてもすべてオンライン型(ビデオ会議システム)によっておこなわれた。

具体的には、事前指導記録ノートや実習日誌を手元に置きつつ、当該実習を振り返り、また小グループに分けて(ビデオ会議システム上のブレイクアウトルーム)、ディスカッションをおこなった。事後指導において学生同士が自由に感想を述べ合える場を設定したことは、オンラインが中心となり他者と経験を共有する機会が少なかった2020年度は、学生にとって特に重要な体験となったようであった。

最後に「事後指導記録ノート」を提出させた。これも他の記録同様、実習担当教員が確認後、本学LMSを通して各学生へ返却した。

この事後指導まで終えて、学生にとってある一施設の実習が実質的に終了したことになる。

以上のように、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、オンライン型を中心にして行われた。後半には対面型の実習を受け入れてくれる施設もあったが、それでも多くはオンライン型とならざるを得なかった。これは本学が東京都の都心にある大学ということも影響していると思

われる。実習の総数は、オンライン型が中心となったため予定より増え、多い学生はのべ20施設、約100時間の実習時間となった。事情などで欠席があった学生も80時間を越えることができた。結果、主要5分野すべてにおいて所定の80時間以上の実習を受けることができた。

(2) Learning Management Systemを用いた工夫（富士通 CoursePowerの利用）

上述の通り本学では、学生への連絡、資料の提供、実習日誌等の提出などにLearning Management System（以下、LMS）を用いた。本学のLMSは富士通のCoursePowerを用いている。これは心理実習を運用するにあたって非常に有効なツールであったため、ここにまとめて考察する。

【学生への連絡手段として】

本学のLMSであるCoursePowerは授業回ごとのフォルダ形式になっているため、そこで「〇月〇日00:00～00:00 第〇回事前指導」,「〇月〇日00:00～00:00 本実習（施設名）」などの名称でフォルダを作っておき、先に提示しておくことで、資料の受け渡しが間違いなく行われ、また学生にも見通しの得やすさがあったと思われる。また、フォルダをクリックすれば領域や実施形式、実施場所などの必要な情報もすぐ参照できるようにしているため、情報の円滑な伝達と参照に寄与したようである。

心理実習は他の科目と異なり、本実習だけでなく事前事後指導など、年間を通して数多くの授業がある。また本実習も、先方施設との調整がつき次第不定期に入るということが多いため、学生への諸連絡は頻繁で、かつ重要な作業である。こちらの作業は心理実習WGの中核メンバーが中心となっておこなったが、その他の教員からもおこなわれることがあり、場合によっては錯綜するおそれもあった。

これら心理実習にかかる諸連絡についてはLMSを通しておこなわれたが、メール連絡のように各教員が学生の個別メールアドレスを把握しなくてもよく、また誰が何を連絡して、何を連絡していないかが共有できることはメリットであったと思われる。また学生からの問い合わせもLMSを通して行わせた。例えば、心理実習には多くのスタッフが関係しているため、誰に質問したらよいか、誰が回答できるのかはその問い合わせごとに異なる。実際、Aという施設とBという施設ではメインで担当している教員が異なり、また事前指導、事後指導も教員が異なる可能性があった。LMSであれば、全員が確認でき、回答することのできる教員から返信する、またそれを他の教員も確認できるというメリットが大きかった。

【オンライン型実習の入り口として】

LMSでは、授業回ごとにフォルダ形式で資料などを特定の学生にのみ公開することができる。こうしたLMSの形態は、2020年度ではオンライン型実習の入り口としても機能した。例えば「〇月〇日00:00～00:00 第〇回実習（〇〇病院）」というフォルダを示しておき、そこに当日のビデオ会議システムのURLを示しておくことで、学生は間違えることなく、安心してオンライン型

実習に参加することができた。

【実習書類の提出ツールとして】

心理実習ではさまざまな書類や記録類を学生とやり取りしなければならない。先に示した「(別添)公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」(厚生労働省)でも、実習記録の作成と指導への活用が求められている。現場で働く心理援助職でもこの種の記録類がないところはないであろう。したがって、各種記録の書き方指導、提出期限を守らせること、内容に対するフィードバックなども大切な実習指導の一側面と考えられる。

本学では、実習関連書類として、本実習の「実習日誌」の他に、「事前指導記録ノート」・「事後指導記録ノート」・「実習の目標」・「実習後自己評価」・「実習時間記録表」、加えて必要とされる施設には「誓約書」や「体調管理チェックシート」などを準備していた。すべての書類にはプライバシーにかかわるような記述は避けるよう指導し、さらに念のため共通したパスワードを付した。これら大量の書類を、年間を通して、多くの学生と随時やりとりしていくことは大変な労力のかかることであり、学部の心理実習においてとても一教員にできる作業ではない。また、当初はすべての実習関連書類を学科事務室に紙媒体で提出させる仕組みを想定していたが、おそらく書類のやり取りだけで大変な労力を必要とし、煩雑な事務作業となっただろう。こうした中、2020年度は新型コロナウイルス感染症に対応するため、学科事務室を通じた直接の書類のやり取りを避け、LMSを使ってオンライン上で提出させる方式をとった。この方法は、学生が慣れてくれば、結果として書類のやり取りを格段に確実に、かつ楽にさせたようである。また記録毎にその未提出や提出遅れ、再提出などが記録され、それらが一目でわかるため、提出を管理する上で時間的コストが少なく正確な情報を利用できた。これらは新型コロナウイルス感染症に対応したことで得られたメリットであった。

各種書類は提出させるだけでなく、コメントを付して返却するという手順も必要だが、もともとLMSはレポート提出・添削・返却を得意とするツールであるので、これもLMSを利用することで簡便におこなうことができた。例えば、書類の提出遅れや不備があった場合も、担当者が確認し、すぐにLMSを通じて当該学生へ連絡することができた。さらにLMSを用いるメリットとして、実習日誌などを授業担当者(主として心理実習WGのメンバー)がすべて同時に確認できることが大きかった。つまり、実際に指導を行った者以外にも利用できるため、事務スタッフが提出先を作成したり、添削された書類を返却したり、さらには記録の不備について情報を集約してその後の指導に活かしたりすることができた。

以上をまとめると、2020年度の実習においては、新型コロナウイルス感染症の影響のため必然的にLMSを使わざるをえなくなったことで、かえって書類に関する作業が簡便化されたことは思わぬ収穫であった。したがってこの部分は新型コロナウイルス感染症終息後も活用していくことになろう。関連して、これまでは実習関連書類にはほとんどのものに教員の押印をして返却していたが、今後、特別な証明書類以外では押印は不要になるであろう。情報の取り扱いに関する注意を徹底することが前提になるが、今後もLMSを用いた実習日誌等書類のやり取りは進んでいくと考えられる。

(3) 記録の書式や提出方法における工夫

実習の感想では「常に記録提出に追われて大変だった」というものが複数見られた。これはシステム上の理由として、実習後一週間以内に実習記録を提出することを求めたこと、事前指導では予習課題も課していたこと、必要な場合は訂正を求めたことなどが考えられる。もちろん実習日誌は、実習内容の詳細やそのときに感じたことの鮮度を失わないように、できる限りすみやかに書くことが望ましいと考えられる。何より記録は心理実習を受講した証明となる資料であるため、必要な事項を形式に準拠して正確に記載する必要がある、また施設の実習指導者に失礼にならない丁寧な表現である必要もある。このように実習記録はスピードと内容の丁寧さが求められるものであるが、この慣れない作業は学生にとって大きな負荷のかかるものであったようである。

これらの点を踏まえ、本学の記録の書式については、間違いの起こりにくいものとなるよう、次のように改良した。まず、記録の量が少なすぎる者や、逆に書きすぎて過負担になる者がいたため、1ページ以内に収めて各枠組みの4分の3以上書くというルールを定めた。また書式が崩れる者や不足している者もいたため、ファイル名や実習記録のひな型にはあらかじめ共通パスワードをかけ、日時の必要な事項は記載例を修正して記入させることにより、書式の崩れや表記の違いが表にくいフォーマットにした。さらに、教員のサイン欄もコメント欄の中にあり書き損じることが多かったため、コメント欄から独立した枠を設けて視認しやすいようにした。

さらに提出期限については、各実習の1週間後までとしていたものを、すべて翌週の土曜日までに統一した。これは、新型コロナウイルス感染症の再流行に伴い日程等の変更が多い中で、学生が提出期限を確認する手間を省くために行ったものである。

記録の書き方に関する指導については、教員がその都度修正を学生に求めたため体系立った指導をおこなえず、学生にも教員にも負担が大きくなっていた。そのため、2021年度は改善を試みた。一つは、事前指導時から本実習の実習日誌と同じように記載させ、その都度修正を求めたことである。もう一つは、2020年度に蓄積しておいた「誤った書き方のパターン」を踏まえ、初期の事前指導で実習記録の書き方についてまとめた指導をする時間をもったことである。具体的には、架空の記録を作成し、グループ毎に誤った記録の書き方を探そう求めた。そうしたところ学生各々が記録の書き方に意識的になり、その後の実習記録においても適切な書き方がなされるようになった。

ただし事前指導の段階から記録について都度修正を求めることは大変な手間と時間のかかる作業であるため、今後も継続して行えるか否かは不明である。しかしながら、現時点では学生と教員の負担軽減と学習の質の向上において、上記の試みは効果的であったように思われる。

(4) 心理実習WGの役割（Microsoft Teamsの利用）

心理実習という科目を立ち上げるために組織された心理実習WGは、実施段階においても調整や実施主体となるべく維持され、継続して打ち合わせが開かれた。新型コロナウイルス感染症が拡大してからは、オンライン上で月に一度定期的に打ち合わせが開かれた。その都度参加メンバーに時

間を調整してもらうことになるが、定期的に開かれることは重要であった。この月に一度の心理実習WGで、実習運用にかかるさまざまな細かい調整や決定がなされた。このようにWGが定期的に開催されることで、心理学科事務室や教務課との連動が機能し、学生への連絡や各種手続きなどもスムーズに運用された。

さて、LMSが学生と教員の間における仕組みであったのに比べ、心理実習WGのために教員・事務職員の間における仕組みとして有効であったのがMicrosoft社のMicrosoft Teams（以下、Teams）というアプリケーションの活用であった。Teamsはビデオ会議、チャット機能、ファイル共有などが行えるグループウェアである。

このTeamsに心理実習WGのメンバー、大学院心理実践実習の取りまとめ教員、教務課担当者など関係者をすべてメンバーにして、リアルタイムでコミュニケーションを取っていった。これは新型コロナウイルス感染症の影響で、スタッフが一同に会することが難しくなったために導入したもののだが、きわめて有効であった。メールよりもセキュリティ面が保障され、且つ即時的なやり取りが可能であり、実習依頼状や実習施設の一覧表など必要なファイルも保存・閲覧できる。

書類やファイルは基本的にTeams上に保管し、すべての参加者が使用できるようにした。具体的には、施設への依頼状、心理実習ノート、実習費に関する文書などはひな形を作っておき、それぞれの窓口教員が利用できるようにした。これを紙媒体やメールでおこなうと、履歴を探すことに手間取ったり、最新のバージョンを見失ったりすることもあるため、Teamsの利用はこの点の効率化に寄与した。また厚生労働省からの通知、学生の出席情報などの各種文書やファイルも、心理実習WGのメンバーがTeamsに入ればいつでも確認できるようにしてある。このように各情報を心理実習WGすべての教員で共有して認識できることは、本科目運用をきわめてスムーズにした。

また、心理実習は年間を通して随時進行しているため、月一度の定期的な打ち合わせ以外にも即時的なやり取りをおこなう場が必要であった。

即時的なやり取りに上記Teamsが有効であった例としては、以下のようなケースがあげられる。ある実習施設のオンライン型実習を行っているときに、1名の学生が時間になってもビデオ会議システムに入室してこないときがあった。当日の担当教員はその場で実習を取り進めていかなければいけなかったため、遅刻学生への対応をすることが難しかった。そこで担当教員はすぐにTeamsのチャット機能を通して、サポートをしてくれているスタッフに連絡をし、そのスタッフがただちに学生へ連絡したところ、時間を間違えていたということで、すぐに学生が入ってきた、ということなどがあった。

他にもTeamsが有効であった例として、以下のようなものをあげることができる。学生がある施設の実習を終えても、その実習にかかる全ての業務が終了したわけではなく、多くの事務作業が残っている。大学として各施設にお礼状を発送することや、実習謝礼の支払い業務などがそれにあたる。これに加えて、実習施設や実習指導者の追加や変更もあり、そのたびに追加の届けや新しい確認申請書を提出する必要もある。これらの事務作業は、心理実習WGにかかわっている教務課職員がTeamsから情報を吸い上げて随時対応してくれた。

心理実習は他の科目に比べ、多くの教員やスタッフがかかわり、年間を通してさまざまな業務が発生するものであるだけに、即時的なコミュニケーションがとれる仕組み、情報共有のシステムはきわめて重要になるであろう。特に教員と、教務課・学科事務室等事務部署との連携は非常に重要で、それらに心理実習WGとツールとしてのMicrosoft Teamsはきわめて有効であった。ゆえに新型コロナウイルス感染症終息後も上記の仕組みは続けて活用していくことになるだろう。

4. 実習実施後の反応

実習実施後に得られた感想や意見も実習運用にかかる貴重な資料となるだろう。ゆえに、ここではそれらを整理して提示する。

(1) 実習指導者からの反応

施設の実習指導者からの反応としては、おおむねポジティブなものが多かった。例えば「オンラインでも思いのほか内容の濃いものが伝えられた」、「オンラインでもある程度の実習が実施できることの気づきが得られた」といったオンラインという手法に関するものや、「実習時の質問や実習日誌等から、実習で伝えなかったことをよく理解してもらえていることが伝わってきた」など学生の積極的な取り組みに対する評価が多かった。また、「現場の業務を知ってもらえたことを実習施設側としても感謝している」というコメントもあった。さらに、実習指導者自身の収穫になったとするコメントが複数見られた。例えば「自分の業務を振り返るきっかけになった」、「心理臨床の仕事の本質をもう一度考える機会になった」などである。何よりありがたいと感じられたのは、「新しい国家資格としての公認心理師に期待している」、「そのために施設としてもできる限りの協力をしたい」という言葉であった。

一方で、「(継続してケースを担当する) 大学院実習との違いに対する戸惑い」や「公認心理師資格が求めている実習とは何かがよくわからない」といった困惑をあらわすコメントもいただいた。また、オンラインによるやりづらさ(伝えたいことが十分に伝えられなかった／学生の反応が今ひとつわかりにくい)を指摘するコメントもあった。

(2) 実習生からの反応

実習生からの反応にも、ポジティブな振り返りから自身の取り組みの反省まで、さまざまなものが見られた。

多かった反応は、「心理職には面接以外にもさまざまな業務があるのだとわかって勉強になった」、「あらためて大変な仕事だということがわかった」といった現場の実際業務を知ることができた意義について述べたものであった。次いで、新型コロナウイルス感染症の状況下でも実習を受けてく

れた施設への感謝や「実習指導者の人柄や言葉の使い方に感銘を受けた」とするものが複数見られた。さらに実習方法については「オンラインが多くなったが、逆にたくさんの施設で実習ができたことをよかったと思っている」といったものや、(地方在住の学生からは)「オンライン型が主となったことで、上京が難しい時期も実習が受けられてよかった」などオンライン型実習のメリットを感じたとするものが多くあった。

一方で、「とにかく忙しかった」、「疲労が蓄積した」、「提出書類が多く、期限も厳密であったため大変だった」といった負担の大きさについてのコメントが目立った。また、「もう少し実際に現場で見たかった」とする対面型実習の希望に触れたコメントもあった。印象的であったものとして、「これまで心理職を目指すことを漠然と考えていた。仕事の実際やその厳しさを聞いたことで、あらためて心理援助職を目指すかどうか考えさせられた」という意見があり、よくも悪くも、心理実習が学生にとってはじめて進路について具体的に考える機会となっていることがうかがえた。

5. 今後へ向けた課題

ここまでの実施状況を踏まえて、最後に心理実習という科目の運用にかかる課題を整理しておきたい。

(1) 実習受入人数に関する課題

まず、公認心理師養成カリキュラムを展開している多くの大学で苦慮していると思われるところが受け入れ人数の問題であろう。下坂(2019)によれば、2018年8月時点で、公認心理師養成をおこなう大学は159校、大学院は155校で、大学の定員は数十名から100名単位まで、大学院の定員は若干名から40名程度の現状にある。もちろん大学の定員といっても全ての学生が公認心理師25科目を受講するわけではなく、また25科目の内、心理演習と心理実習以外は基本的に講義形式であるため、履修者の人数は科目運用にあまり影響を及ぼさない。

しかし、心理実習は「実習指導者(あるいは実習担当教員)1名につき学生15名まで」という外形的な枠組みがあることに加え、大学が準備できる実習施設数、各実習施設がその年度の状況で受け入れられる人数などによって、実際に運用できる学生の上限が決まってくる。こうしたこともあり、大学の定員とは別に、その運用可能性から人数の限界を考えざるを得ない科目である。そのため、心理実習の受け入れを10名や20名程度に抑制し、入学後の成績順で選抜する大学もいくつかある。一方、こうした入学後の選抜については学生や学生の保護者から苦情がある大学も見られるという(下坂, 2019)。下坂(2019)によれば、心理学に関心をもって入学する大学生をどのように公認心理師希望者として選別するかは議論がほとんど行われておらず、グレーなままカリキュラム運営をしている大学が多いことが指摘されている。

本学では今のところの実習を受けられない学生が出ないよう、十分な施設数を準備している。し

かし、安定的に実習を受けてもらえるよう、どこかで受入人数の上限を定めることも検討していかなければならないかもしれない。関連して、心理実習の履修に制限がかかるとすると、学生を選抜することの問題が生じてくる。この点も難しい問題であり、公認心理師カリキュラムを希望する学生には平等に心理実習を受けさせられた方がよいという考えもあれば、何らかを選抜を行うことも必要であるという考え方もあろう。波田野（2019）は選抜試験を実施していくことについては賛否の意見があるとしながら、公認心理師養成教育の質を担保する上で、選抜試験という枠は学生にとって高度専門職になっていく構えを作る第一歩になるという意見があることを紹介している。このように、心理実習の受け入れ人数の制限にはさまざまな角度から丁寧な検討が必要なため、今後のもっとも大きな課題である。

(2) カリキュラム内の位置づけに関する課題

次に、心理学基礎科目から心理学発展科目、さらに心理演習から心理実習へつながる学習内容の連続性を構築していくことが重要である。特に、心理実習を大学4年間のカリキュラムの中にどのように位置づけるかは各大学が工夫をしているところであると思われる。例えば4年次に短期集中的に実習をおこなっているところもあれば、1年次から系統的に心理実習を分散配置している大学もある。引き続き各大学の実情に合わせたより適切なあり方を検討していく必要があろう。

さらに、学部カリキュラムと大学院カリキュラムとの適切な連続性も考慮されなければならない。学部の心理実習と大学院の心理実践実習が別々に計画されるのではなく、同じ大学であればある種の連続性をもって組み立てられることが必要であろう。

(3) 科目運用にかかる人的資源に関する課題

先に学生15名につき実習担当教員1名という枠があると述べた。これは教員1名で15名の学生の心理実習が「実質的に」運用できる、という意味ではない。あくまでクラススケールの問題である。実際は、心理実習を運用するためには履修学生の多寡にかかわらず多くのスタッフを必要とする。ここでスタッフというのは、教員だけではなく、学科事務室スタッフ、教務課職員、大学院生の実習指導にあたっている助教など、「ベースとして」大変多くの人的リソースが割かれるわけである。これは一般的な講義科目の比ではない。ここに履修学生の数が多くなれば、さらに多くの人的資源が必要になる。

ここまで見てきたように、心理実習はその心理実習（本実習）を行っている時間に教員が立ち会っていればよいという問題ではまったくない。

以下、具体的に業務をあげると、

（実習担当教員）事前指導、事後指導、本実習の引率、それぞれの実習ノートの確認、実習施設との連絡調整、複数回実習が行われる場合は巡回指導、体調を崩した学生へのフォローアップなど。

(学科事務室スタッフ) 出欠遅刻・提出状況の確認、実習時間の確認、学生への諸連絡、実習ノート作り、実習ノートの返却事務、オンライン型実習の機材用意、必要物品の購入など。

(教務課) 学生への連絡、履修ガイダンス、教室確保、厚生労働省とのやり取り、確認申請書や実習指導者調書などの取りまとめ、実習施設への実習費の払い込み、実習参加証明書の発行など。

があげられる。

上記に加えて、突発的に起こる学生対応や実習施設対応も重なってくる。これらを複数施設において、また多数の学生において同時並行的に、遺漏なくおこなわなくてはならない。かのように、心理実習は他の科目とは比べものにならないリソースをそこに割かなければならず、通常の教員配置のままでは対応することがきわめて難しいのが現状である。心理実習WGでも業務負担の過重についての問題、かかわるスタッフ間での業務負担の平準化の問題、多くのスタッフがさまざまな場面で学生にかかわるため一貫した学生の様子が見えにくいこと、などの人的リソースに関する意見が多く上がっている。これらの条件を鑑みて、いくつかの大学で取り入れられているように、実習を専従とする教員スタッフ（例えば、実習担当助教）を配していくことが安定的に実習を運用していくうえで必須と思われる。

(4) 業務の効率化に関する課題

先の実習業務負担の問題に関係するが、心理実習では煩雑で多様な実務を少しでも効率化していく工夫が求められている。例えば、グループウェアを用いたスタッフ間の連携、事前事後指導の実施の工夫、実習ノートの改訂、LMSを用いた学生との連絡方法や実習ノートの提出・返却方法の簡素化、実習施設との連絡調整業務の分担、などがあげられる。これには、実習担当教員だけでなく多様なスタッフが常時かかわっているワーキンググループというスタイルの有効性とビデオ会議システムやLMS等IT技術の活用が有効であることがある程度ははっきりしてきたと考えられる。特に2020度は新型コロナウイルス感染症への対応でIT技術の活用についてはかえって促進されたといえる。新型コロナウイルス感染症終息後は対面型実習が主となっていくだろうが、これまでの経験を生かして事前事後指導や記録提出には引き続きLMSなどのオンラインツールを利用していくことになるだろう。また心理実習WGの運営にも Teamsなどのアプリケーションを利用していくことになるだろう。

(5) 学生対応に関する課題

2020年度は実習初年度で大学側スタッフが慣れていないことや新型コロナウイルス感染症の影響、それにともなう急速なオンライン化の流れの中、先にも触れたように、学生の疲労の様子が目立った。

具体的には、第一に、心理実習は不定期に多くの実習を受けなければならず、年間を通して時間

的負担が大きかったことがあげられる。その上本学の実習年次である3年生はもともと履修する必要のある授業自体が多く、きわめて多忙となっていた。このことが学生の疲労を増していたように思われる。2020年度は先行きの不透明な中で実習時間80時間を充足しなければならなかったため多くの実習施設に依頼した影響もあるが、実習施設を増やしすぎないことも検討しなければならないと思われる。

第二に、学生に提出させる書類が多くなってしまったことがあげられる。実習関連書類については、LMSを用いて提出しやすいシステムを作っていたが、施設数が多く、書類が多岐にわたったため提出期限に遅れる学生がしばしば見られた。実習書類については提出書類を減らす他、既述のような形式の改善もおこなっている。

第三に、何より心理実習は、学外施設への訪問や実習指導者とのやりとりがあるため、学生にとってはある程度緊張する学びである。それが長期間にわたることによる精神的負荷は見逃すことができないと思われる。

以上のようにさまざまな要因で学生が疲労し、また精神的、身体的な不調を来たしてしまうこともあったため、その都度丁寧なサポートが必要であった。ただし、心理実習はゼミやクラス担任制のように特定の教員と一对一の指導態勢になっていないために、多くのスタッフのうちどのスタッフがどのタイミングで介入するかが統一されておらず、対応の偏りや一貫性の問題があったかもしれない。実習生を個別にフォローする態勢を構築していくことも今後の課題である。

(6) 成績評価に関する課題

心理実習の成績評価には、担当教員だけでなく実習指導者からの評価やコメント、さらに学生自身の自己評価も勘案する必要がある。波田野（2019）は、心理実習は学生自身の自己評価とそれに対するフィードバックが重要であるとして、“評価者となる教員や実習指導者自身の力量が問われてくる。実習体験を深化させていけるような評価の仕方、指導の持ち方についても大きな課題になる”と述べている。学生の実習体験を深化できるよう、事前事後指導、本実習、その他のあらゆる局面で多くのスタッフが関わっている中で、適切な評価とフィードバックが行える仕組み作りが必要であろう。

(7) 充実・安定した実習施設確保に関する課題

実習施設はその年度によって受入の状況が異なる。例えば法務省管轄の矯正施設のような公的機関は、一度実習を引き受けていただいてもその後継続して実習を引き受けていただけるという保証はなく、新年度になってあらためて一から交渉していくことが原則となる。そういった意味では、より安定的な実習施設確保が必須である。加えて、実習施設の多様性も重要な要因である。本学の場合、2020年度については、保健医療分野と福祉分野は豊富であったが、司法・犯罪分野と教育分野はやや手薄となった。実習を引き受けていただける施設の数だけでなく、その多様性も確保して

いくことが課題である。

また、実習の形態については、新型コロナウイルス感染症の影響が収まるにつれ、都内でも対面型実習を引き受けていただける施設が増えていくと考えられる。今後は対面型、特に同一施設に複数日通う形の実習をどの程度取り入れられるかが重要なポイントになるであろう。

6. おわりに

心理実習は、学生にとってそれまで教科書の上で学んできたものを現場で体験する初めての時間である。その体験は心理援助専門職を目指す上で強いdrive(動因)となるときもあれば、場合によっては、心理援助専門職の仕事の多様性と複雑さに驚いたり、自らの適性を考え直す機会となったりすることもあるだろう。いずれにしても、この心理実習の体験こそが公認心理師養成の核となるものであることは間違いない。ゆえに、公認心理師を育てていくためにもっとも重要な科目として、(非常に多くのリソースが割かれながらも)施設の実習指導者も大学の科目担当者も積極的にコミットしているのが現状であると思われる。裏を返せば、施設の協力を前提に学生を含めた多くのメンバーが一体となって進めていかなければならないきわめて困難なプロジェクトが毎年走っていると言ってもよいだろう。そのような難しいプロジェクトを安定して走らせるためには、継続した検討と工夫の積み重ねが重要である。

そのようなことを踏まえ、本論文では実際に心理実習を運用した中で見えてきた課題や有効であった工夫について、さまざまな角度から検討してきた。

本論文で扱えなかった課題もまだ存在するが、もちろん言うまでもなく、もっとも重要な課題は当該実習の中身の充実である。公認心理師法や日本心理学会の標準シラバス(2018年8月22日版)を見ると、心理実習という科目に求められる内容はわかるが、それらはあくまで見出しである。そのままのことが実習施設においてなされるわけではない。具体的な中身は各大学と実習施設の特徴を踏まえて一件一件クリエイティブに作り上げていくものだろう。大学院と異なり見学ベースでおこなう学部の心理実習の中身をどのように充実させていくことができるかは、本質的な課題である。これについては、心理実習の運用をある程度重ねた上でまた稿をあらためて論じてみたい。

まとめとして、心理実習という科目については運用上の課題や検討しなければならない問題がきわめて多いことがわかった。同時に有益であった取り組みや有効なツールも見えてきた。公認心理師法附則第5条には「この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とあり、本論文のような知見が蓄積されていくことで、その見直しにも影響を与えられるだろう。

今後も公認心理師養成に関与する各大学が情報を共有し合い、よりよい仕組み作りをおこなっていくことが重要であると考えられる。本論文がその一助となることを願う。

7. 文献

- 波田野茂幸：放送大学における公認心理師養成に向けた「心理実習」の検討．放送大学研究年報 第37号，31-43，2019.
- 岩山孝幸：「心理実習」に求められる学びのあり方について—公認心理師カリキュラム等検討会・ワーキングチームの議論をもとに．昭和女子大学生活心理研究所紀要，23巻，115-122，2021.
- 文部科学省・厚生労働省：「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校，養成所及び養成施設等の対応について」（文部科学省・厚生労働省 事務連絡 令和2年6月1日）
- 日本心理学会：公認心理師カリキュラム標準シラバス案（2018年8月22日版）.
- 野島一彦：公認心理師制度をめぐる現状．一般社団法人日本臨床心理士会雑誌，第28巻，第2，20-21，2020.
- 下坂剛：公認心理師制度の現状と課題．四国大学人間生活科学研究所年報，第13号，20-32，2019.
- 吉岡久美子：公認心理師養成カリキュラムの整理．福岡大学研究部論集，B，社会科学編 11巻，33-37，2019a.
- 吉岡久美子：「心理実践実習」「心理実習」の現状と今後の展開．福岡大学研究部論集 B：社会科学編 11巻，39-42，2019b.